

改正

平成18年3月24日条例第290号

平成19年6月25日条例第28号

平成19年12月26日条例第41号

平成21年9月30日条例第39号

平成21年12月22日条例第53号

平成22年3月26日条例第17号

平成22年12月21日条例第49号

平成23年7月8日条例第17号

平成23年9月27日条例第21号

平成25年6月27日条例第30号

平成25年12月20日条例第62号

平成26年9月26日条例第32号

平成27年3月27日条例第25号

平成27年6月25日条例第34号

平成29年3月28日条例第9号

平成30年3月30日条例第25号

令和元年9月27日条例第12号

令和2年7月2日条例第24号

令和2年12月23日条例第38号

令和3年3月22日条例第13号

令和3年7月1日条例第22号

津市運動施設の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、津市運動施設（以下「運動施設」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 住民のスポーツの振興及びレクリエーションの増進を図るため、運動施設を設置する。

(名称及び位置)

第3条 運動施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(使用の許可)

第4条 運動施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の許可(以下「使用許可」という。)を受けなければならない。

2 市長は、運動施設の管理上必要があるときは、使用許可に条件を付することができる。

(使用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は風俗を乱すおそれのあるとき。
- (2) 施設、設備器具等を損傷し、又は滅失するおそれのあるとき。
- (3) その他管理上支障を来すおそれのあるとき。

(使用料)

第6条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第2から別表第30までに定める使用料をあらかじめ納付しなければならない。ただし、やむを得ない事情により使用料を前納できないときは、市長の承認を受けて使用後に納付することができる。

(使用料の減免)

第7条 市長は、前条の規定にかかわらず、国及び地方公共団体並びにそれらの機関その他公共的団体等が使用する場合で、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するとき、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めによらない理由により使用することができないとき。
- (2) 使用しようとする日の7日前までに使用許可の取消しを届け出たとき。

(権利譲渡等の禁止)

第9条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するとき、使用を停止し、又は使用許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。
- (2) 許可を受けた目的に反して、施設及び設備器具を使用したとき。
- (3) 第5条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の場合において、使用者に損害が生じても、本市は、その責めを負わない。

(特別の設備)

第11条 使用者は、運動施設に特別の設備を設置しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、施設及び設備器具の使用を終えたとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第13条 使用者その他運動施設を利用する者（以下「使用者等」という。）が、故意又は過失により施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。

(使用者等に対する指示)

第14条 市長は、運動施設の管理上必要があるときは、使用者等に対し指示をすることができる。

(指定管理者による管理)

第15条 次に掲げる運動施設（以下「津市安濃中央総合公園内体育館等」という。）の管理は、法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。この場合において、津市安濃中央総合公園内体育館等の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入として收受させるものとする。

- (1) 津市安濃中央総合公園内体育館
- (2) 津市古道公園内テニスコート
- (3) 津市古河公園内テニスコート
- (4) 津市海浜公園内テニスコート
- (5) 津市民テニスコート
- (6) 津市安濃中央総合公園内テニスコート
- (7) 津球場公園内野球場
- (8) 津市北部運動広場
- (9) 津市西部運動広場

- (10) 津市乙部公園内運動広場
- (11) 津市南部緑地公園内運動広場
- (12) 津市安濃中央総合公園内野球場
- (13) 津市安濃中央総合公園内多目的グラウンド
- (14) 津市安濃グラウンド
- (15) 津市安濃中央総合公園内フットサルコート
- (16) 津市海浜公園内陸上競技場
- (17) 津市安濃中央総合公園内ゲートボール場
- (18) 津市三重武道館弓道遠的場

(指定管理者が行う業務)

第16条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 津市安濃中央総合公園内体育館等の使用の許可に関する業務
- (2) 津市安濃中央総合公園内体育館等の施設、設備器具等の維持管理に関する業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第17条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い津市安濃中央総合公園内体育館等の管理を行わなければならない。

(指定管理者の指定の申請)

第18条 指定管理者の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

- (1) 津市安濃中央総合公園内体育館等の管理に係る事業計画書
- (2) 津市安濃中央総合公園内体育館等の管理に係る収支計画書
- (3) 申請者の経営状況を説明する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(指定管理者の指定)

第19条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によって当該申請の内容を総合的に審査した上、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) 津市安濃中央総合公園内体育館等の運営に関し、住民の平等利用を確保することができる者であること。

(2) 津市安濃中央総合公園内体育館等の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減を図ることができる者であること。

(3) 津市安濃中央総合公園内体育館等の管理を適確に遂行するに足りる物的能力及び人的能力を有している者であること。

(事業報告書の作成及び提出)

第20条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(1) 津市安濃中央総合公園内体育館等の管理業務の実施状況及び利用状況

(2) 利用料金の収入の実績

(3) 津市安濃中央総合公園内体育館等の管理に係る経費の収支状況

(4) その他市長が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、年度の中途において第22条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に前項の事業報告書を提出しなければならない。

(業務報告の聴取等)

第21条 市長は、津市安濃中央総合公園内体育館等の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に若しくは必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第22条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、本市は、その責めを負わない。

(指定管理者の原状回復の義務)

第23条 指定管理者は、その指定の期間が終了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設、設備器具等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第24条 第15条の規定により指定管理者に津市安濃中央総合公園内体育館等の管理を行わせる場合における第4条から第8条まで、第10条第1項、第11条及び第14条の規定の適用については、第4条及び第5条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「別表第2から別表第30までに定める使用料をあらかじめ」とあるのは「別表第33から別表第39まで及び別表第40から別表第47までに定める利用料金にあつてはあらかじめ、別表第39の2に定める利用料金にあつては使用を終えた際に」と、同条ただし書中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第7条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第8条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第10条第1項、第11条及び第14条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

（委任）

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に合併前の津市運動施設の設置及び管理に関する条例（昭和54年津市条例第20号）、久居市都市公園条例（昭和51年久居市条例第9号）、久居市運動施設の設置及び管理に関する条例（昭和58年久居市条例第29号）、久居市中央スポーツ公園の設置及び管理に関する条例（平成2年久居市条例第15号）、河芸町体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和56年河芸町条例第26号）、芸濃町総合文化センター設置及び管理に関する条例（平成8年芸濃町条例第21号）、芸濃町屋外体育施設の設置及び管理に関する条例（平成15年芸濃町条例第2号）、芸濃町民テニスコートの設置及び管理に関する条例（平成15年芸濃町条例第30号）、みさとの丘諸施設の設置及び管理に関する条例（平成6年美里村条例第12号）、安濃町営グラウンドの設置及び管理に関する条例（昭和53年安濃町条例第7号）、安濃町営テニスコートの設置及び管理に関する条例（昭和54年安濃町条例第3号）、安濃町都市公園条例（平成6年安濃町条例第11号）、香良洲町社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和58年香良洲町条例第15号）、一志勤労者体育センターの設置及び運営に関する条例（昭和55年一志町条例第8号）、一志町総合体育館の設置及び運営に関する条例（平成元年一志町条例第6号）、白山町総合体育館設置条例（昭和59年白山町条例第37号）、白山町町民家城運動場及び白山町総合体育館の管理及び運営に関する規則（昭

和60年白山町規則第10号)、白山中央公園屋外体育施設設置条例(平成元年白山町条例第5号)、白山中央公園屋外体育施設の管理及び運営に関する規則(平成元年白山町規則第8号)、又は美杉村社会教育施設の設置及び管理に関する条例(平成17年美杉村条例第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成18年3月24日条例第290号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年6月25日条例第28号)

この条例は、平成19年9月1日から施行する。

附 則(平成19年12月26日条例第41号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(津市芸濃総合文化センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正に伴う経過措置)

14 この条例の施行前に附則第4項から第6項まで、第8項及び第9項の規定による改正前のそれぞれの条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、附則第4項から第6項まで、第8項及び第9項の規定による改正後のそれぞれの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成21年9月30日条例第39号)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

2 改正後の津市運動施設の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成21年12月22日条例第53号)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

2 改正後の津市運動施設の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成22年3月26日条例第17号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年12月21日条例第49号)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

2 改正後の津市運動施設の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用

に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成23年7月8日条例第17号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に改正前の津市運動施設の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ改正後の津市運動施設の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 市長は、この条例の施行日前においても、安濃体育館等に係る指定管理者の指定に必要な準備行為を行うことができる。

附 則（平成23年9月27日条例第21号）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

- 2 改正後の津市運動施設の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成25年6月27日条例第30号）

（施行期日）

- 1 この条例中第1条の規定は平成25年8月1日から、第2条の規定は平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第2条の規定の施行前に同条の規定による改正前の津市運動施設の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ同条の規定による改正後の津市運動施設の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 市長は、第2条の規定の施行日前においても、津市体育館、津市民プール、津市古道公園内テニスコート、津市古河公園内テニスコート、津市入江公園内テニスコート、津市海浜公園内テニスコート、津球場公園内野球場、津市北部運動広場、津市西部運動広場、津市乙部公園内運動広場、津市南部緑地公園内運動広場及び津市海浜公園内陸上競技場に係る指定管理者の指定に必要な準備行為を行うことができる。

附 則（平成25年12月20日条例第62号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月26日条例第32号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日条例第25号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月25日条例第34号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第4項及び第5項の規定 公布の日

（2） 第5条の改正規定、別表第1から別表第4までの改正規定（別表第3及び別表第4に係る部分に限る。）及び別表第4の次に3表を加える改正規定（別表第5及び別表第6並びに別表第7（レストランススペース及びテナントスペースに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）

並びに第6項の規定 平成29年10月1日

附 則（平成29年3月28日条例第9号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日条例第25号）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 津市三重武道館弓道遠的場の使用に係る手続については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則（令和元年9月27日条例第12号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

65 第64条の規定による改正後の津市運動施設の設置及び管理に関する条例別表第2から別表第18まで、別表第20から別表第25まで、別表第27から別表第31まで、別表第33、別表第34及び別表第36から別表第46までの規定は、施行日以後に行われる使用許可に係る使用料について適用し、施行日以前に行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和2年7月2日条例第24号）

（施行期日）

1 この条例は、令和3年5月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、附則第3項の規定は令和2年11月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 指定管理者の指定のための手続その他の必要な準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。
- 3 施行日前における津市民テニスコートの使用に係る手続は、市長が行うものとする。

附 則（令和 2 年12月23日条例第38号）

この条例中別表第 1 の改正規定（ゲートボール場の部津市白山大三ゲートボール場の項を削る部分に限る。）及び別表第29の改正規定は令和 3 年 4 月 1 日から、その他の改正規定は同年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月22日条例第13号）

この条例は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 7 月 1 日条例第22号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の津市運動施設の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例による改正後の津市運動施設の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(準備行為)

- 3 指定管理者の指定のための手続その他の必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第 1（第 3 条関係）

種類	名称	位置
体育館	津市久居体育館	津市久居野村町877番地 1
	津市河芸体育館	津市河芸町浜田774番地
	津市芸濃総合文化センター内アリーナ	津市芸濃町棕本6824番地
	津市美里体育館	津市美里町三郷46番地 1
	津市安濃中央総合公園内体育館	津市安濃町田端上野818番地

	津市香良洲体育館	津市香良洲町3952番地90
	津市一志体育館	津市一志町高野160番地728
	津市白山体育館	津市白山町古市808番地
プール	津市久居中央スポーツ公園内プール	津市久居戸木町5252番地
	津市美里幼児プール	津市美里町三郷41番地
	津市香良洲プール	津市香良洲町2174番地 1
	津市白山川口プール	津市白山町川口628番地
テニスコート	津市古道公園内テニスコート	津市南中央 3 番 1 号
	津市古河公園内テニスコート	津市東古河町 5 番地
	津市海浜公園内テニスコート	津市末広町24番32号
	津市民テニスコート	津市殿村150番地
	津市久居スポーツ公園内テニスコート	津市久居野村町879番地
	津市庄司庵公園内テニスコート	津市森町前川原 1 番 1 号
	津市河芸テニスコート	津市河芸町浜田767番地
	津市芸濃テニスコート	津市芸濃町林1922番地 2
	津市美里テニスコート	津市美里町三郷54番地
	津市安濃中央総合公園内テニスコート	津市安濃町田端上野1023番地 1
	津市香良洲テニスコート	津市香良洲町3675番地16
	津市一志テニスコート	津市一志町井生2848番地
	津市白山テニスコート	津市白山町古市715番地
	津市フットパーク美杉内テニスコート	津市美杉町石名原2775番地
野球場等	津球場公園内野球場	津市本町31番 1 号
	津市北部運動広場	津市栗真中山町601番地 3
	津市西部運動広場	津市産品1206番地
	津市乙部公園内運動広場	津市寿町 5 番地
	津市南部緑地公園内運動広場	津市高茶屋小森町4000番地

	津市久居グラウンド	津市久居西鷹跡町 2 番地
	津市河芸第 1 グラウンド	津市河芸町浜田742番地
	津市河芸第 2 グラウンド	津市河芸町浜田793番地
	津市芸濃グラウンド	津市芸濃町林1899
	津市美里グラウンド	津市美里町三郷70番地
	津市安濃中央総合公園内野球場	津市安濃町田端上野1041番地
	津市安濃中央総合公園内多目的グラ ウンド	津市安濃町田端上野797番地 1
	津市安濃グラウンド	津市安濃町田端上野897番地
	津市香良洲グラウンド	津市香良洲町3675番地16
	津市一志野球場	津市一志町井生2849番地
	津市白山運動場	津市白山町古市699番地
	津市白山家城運動場	津市白山町南家城1461番地 2
	津市フットパーク美杉内多目的グラ ウンド	津市美杉町石名原2775番地
サッカー場	津市香良洲サッカー場	津市香良洲町2174番地 1
フットサルコート	津市安濃中央総合公園内フットサル コート	津市安濃町草生234番地 5
陸上競技場	津市海浜公園内陸上競技場	津市末広町24番32号
パターゴルフ場	津市香良洲パターゴルフ場	津市香良洲町2167番地
ゲートボール場	津市庄司庵公園内ゲートボール場	津市森町前川原 1 番 1 号
	津市美里ゲートボール場	津市美里町三郷124番地
	津市安濃中央総合公園内ゲートボー ル場	津市安濃町田端上野1086番地
	津市白山ゲートボール場	津市白山町八対野985番地 1
	津市白山川口ゲートボール場	津市白山町川口8100番地
マレットゴルフ場	津市河芸マレットゴルフ場	津市河芸町浜田1278番地 1
弓道場	津市三重武道館弓道遠的場	津市栗真中山町816番地11

別表第2（第6条関係）

津市久居体育館施設の使用料

単位 円

時間区分		①	②	③	
					午前9時から正午 まで
アリーナ	入場料等を徴収しない場合	スポーツのために使用する場合 2,090	3,140	4,190	
	入場料等を徴収する場合	その他の場合 4,190	6,280	8,380	
	入場料等を徴収する場合	スポーツのために使用する場合 6,280	9,420	12,570	
	入場料等を徴収する場合	その他の場合 10,470	15,710	20,950	
	営利又は宣伝を目的とする場合	20,950	31,420	41,900	
	アリーナ照明	1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり			520
	一般公開における個人使用	中学生以下 100	100	100	
	高校生以上・一般 200	200	200		
会議室		1,570	1,570	2,090	
指導員室		1,570	1,570	2,090	
卓球室	一般公開における個人使用	中学生以下 50	50	50	
	一般公開における個人使用	高校生以上・一般 100	100	100	
	回数券（12回）	中学生以下	520		
	回数券（12回）	高校生以上・	1,040		

	用	一般	
シャ ワー 室	入場料等を徴収しない場合		1人1回につき 100
	入場料等を徴収する場合		1人1回につき 200

〔備考〕

- 1 次の各号の一つに該当する場合は2分の1、二つに該当する場合は4分の1、全てに該当する場合は8分の1をそれぞれ当該使用料に乗じた額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を各々の場合の使用料とする（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。
 - （1）アリーナの使用面積がその床面積の2分の1（中央で区分する。）以下のとき。
 - （2）使用時間が定められた時間区分の2分の1（午前10時30分、午後3時又は午後7時45分を基準時間として区分する。）以下のとき。
 - （3）使用の準備のために使用するとき。
- 2 定められた時間区分を延長し、又は繰り上げて使用した場合の使用料は、当該時間区分に係る使用料に、時間区分②の使用料の4分の1の額にその延長し、又は繰り上げて使用した時間（1時間未満は、1時間とする。）を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。ただし、時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用することとなる場合は、次項の規定による。
- 3 時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用する場合の使用料は、使用した各時間区分に係る使用料の合計額とする。
- 4 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。
- 5 冷暖房時の会議室及び指導員室の使用料については、当該施設使用料の10分の3の額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する。
- 6 一般公開日における個人使用の場合のアリーナ照明の使用料は、無料とする。
- 7 市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

別表第3（第6条関係）

津市久居体育館設備器具の使用料

単位 円

名称	区分	使用料
舞台照明装置	1式	540
得点掲示板	1式	50
審判台	1脚	100
卓球	1組	100
テニス	1組	220
バスケットボール	1組	220
バドミントン	1組	100
バレーボール	1組	220
フロアーシート	1枚	100
机	1脚	50
いす	1脚	20
綱引きロープ	1式	220
音響器具	1式	100
<p>〔備考〕</p> <p>1 使用料は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで又は午後6時から午後9時30分までの各区分ごとによる使用料とする。</p> <p>2 市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。</p>		

別表第4（第6条関係）

津市河芸体育館施設の使用料

単位 円

時間区分			①	②	③
使用区分			午前9時から正午 まで	午後1時から午後 5時まで	午後6時から午後 9時30分まで
あり	入場料等 を徴収し	スポーツのために使 用する場合	2,090	3,140	4,190

ない場合	その他の場合	4,190	6,280	8,380
入場料等を徴収する場合	スポーツのために使用する場合	6,280	9,420	12,570
	その他の場合	10,470	15,710	20,950
営利又は宣伝を目的とする場合		20,950	31,420	41,900
アリーナ照明		1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり 520		
一般公開日における個人使用	中学生以下	100	100	100
	高校生以上・一般	200	200	200

〔備考〕

1 次の各号の一つに該当する場合は2分の1、二つに該当する場合は4分の1、全てに該当する場合は8分の1をそれぞれ当該使用料に乗じた額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を各々の場合の使用料とする（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。

（1） 使用面積がアリーナの床面積の2分の1（中央で区分する。）以下のとき。

（2） 使用時間が定められた時間区分の2分の1（午前10時30分、午後3時又は午後7時45分を基準時間として区分する。）以下のとき。

（3） 使用の準備のために使用するとき。

2 定められた時間区分を延長し、又は繰り上げて使用した場合の使用料は、当該時間区分に係る使用料に、時間区分②の使用料の4分の1の額にその延長し、又は繰り上げて使用した時間（1時間未満は、1時間とする。）を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。ただし、時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用することとなる場合は、次項の規定による。

3 時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用する場合の使用料は、使用した各時間区分に係る使用料の合計額とする。

4 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理

券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。

5 一般公開日における個人使用の場合のアリーナ照明の使用料は、無料とする。

6 市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

別表第5（第6条関係）

津市芸濃総合文化センター内アリーナ施設の使用料（その1）

単位 円

使用区分			時間区分			
			①	②	③	
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	
アリーナ	入場料等を徴収しない場合	スポーツのために使用する場合	2,090	3,140	4,190	
		その他の場合	4,190	6,280	8,380	
	入場料等を徴収する場合	スポーツのために使用する場合	6,280	9,420	12,570	
		その他の場合	10,470	15,710	20,950	
	営利又は宣伝を目的とする場合		20,950	31,420	41,900	
	アリーナ照明		1時間（1時間未満は、1時間とする。当たり			520
	一般公開日における個人使用	中学生以下	100	100	100	
高校生以上・一般		200	200	200		
剣道場	入場料等を徴収しない場合	スポーツのために使用する場合	1,570	2,090	4,190	
		その他の場合	3,140	4,190	8,380	
	入場料等を徴収する場合	スポーツのために使用する場合	4,710	6,280	12,570	
		その他の場合	9,420	12,570	25,140	

シャワ 一室	入場料等を徴収しない場合	1人1回につき	100
	入場料等を徴収する場合	1人1回につき	200
		1人1回につき	200
トレーニング室		1箇月（一般会員）	1,040
		1年（特別会員）	8,380

〔備考〕

- 1 次の各号の一つに該当する場合は2分の1、二つに該当する場合は4分の1、全てに該当する場合は8分の1をそれぞれ当該使用料に乗じた額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を各々の場合の使用料とする（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。
 - （1）アリーナ又は剣道場の使用面積がその床面積の2分の1（中央で区分する。）以下のとき。
 - （2）使用時間が定められた時間区分の2分の1（午前10時30分、午後3時又は午後7時45分を基準時間として区分する。）以下のとき。
 - （3）使用の準備のために使用するとき。
- 2 定められた時間区分を延長し、又は繰り上げて使用した場合の使用料は、当該時間区分に係る使用料に、時間区分②の使用料の4分の1の額にその延長し、又は繰り上げて使用した時間（1時間未満は、1時間とする。）を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。ただし、時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用することとなる場合は次項の規定による。
- 3 時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用する場合の使用料は、使用した各時間区分に係る使用料の合計額とする。
- 4 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。
- 5 一般公開日における個人使用の場合のアリーナ照明の使用料は、無料とする。
- 6 市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

津市芸濃総合文化センター内アリーナ施設の使用料（その2）

単位 円

使用区分		時間区分	①	②	③
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで
会議室	入場料等を徴収しない場合	スポーツのために使用する場合	1,570	2,090	2,300
		その他の場合	3,140	4,190	4,600
会議室	入場料等を徴収する場合	スポーツのために使用する場合	1,880	2,510	2,760
		その他の場合	4,710	6,280	6,910
役員室	入場料等を徴収しない場合	スポーツのために使用する場合	1,570	2,090	2,300
		その他の場合	3,140	4,190	4,600
役員室	入場料等を徴収する場合	スポーツのために使用する場合	1,880	2,510	2,760
		その他の場合	4,710	6,280	6,910
来賓室	入場料等を徴収しない場合	スポーツのために使用する場合	1,570	2,090	2,300
		その他の場合	3,140	4,190	4,600
来賓室	入場料等を徴収する場合	スポーツのために使用する場合	1,880	2,510	2,760
		その他の場合	4,710	6,280	6,910

〔備考〕

- 1 定められた時間区分を延長し、又は繰り上げて使用した場合の使用料は、当該時間区分に係る使用料に、時間区分②の使用料の4分の1の額にその延長し、又は繰り上げて使用した時間（1時間未満は、1時間とする。）を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する。ただし、時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用することとなる場合は、次項の規定による。

- 2 時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用する場合は、使用した各時間区分に係る使用料の合計額とする。
- 3 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。
- 4 冷暖房時の使用料については、当該施設使用料の10分の3の額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する。
- 5 市外の者が使用する場合は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

別表第6（第6条関係）

津市芸濃総合文化センター内アリーナ設備器具の使用料

単位 円

名称	区分	使用料
バスケットボールゴール	1 対	2,090
シート	1 枚	100
放送設備	1 式	1,570
電源コンセント（1キロワットまでを基本とする。）	1 口	100
〔備考〕		
1 使用料は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで又は午後6時から午後9時30分までの各区分ごとによる使用料とする。		
2 市外の者が使用する場合は、この表に定める使用料の2倍の額とする。		

別表第7（第6条関係）

津市美里体育館施設の使用料

単位 円

時間区分			①	②	③
使用区分			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで
アリ ーナ	入場料等を 徴収しない	スポーツのために使 用する場合	1,570	2,090	2,610

場合	その他の場合	3,140	4,190	5,230
入場料等を徴収する場合	スポーツのために使用する場合	4,710	6,280	7,850
	その他の場合	7,850	10,470	13,090
営利又は宣伝を目的とする場合		15,710	20,950	26,190
アリーナ照明		1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり 310		
一般公開日における個人使用	中学生以下	100	100	100
	高校生以上・一般	200	200	200

〔備考〕

1 次の各号の一つに該当する場合は2分の1、二つに該当する場合は4分の1、全てに該当する場合は8分の1をそれぞれ当該使用料に乗じた額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を各々の場合の使用料とする（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。

（1） 使用面積がアリーナの床面積の2分の1（中央で区分する。）以下のとき。

（2） 使用時間が定められた時間区分の2分の1（午前10時30分、午後3時又は午後7時45分を基準時間として区分する。）以下のとき。

（3） 使用の準備のために使用するとき。

2 定められた時間区分を延長し、又は繰り上げて使用した場合の使用料は、当該時間区分に係る使用料に、時間区分②の使用料の4分の1の額にその延長し、又は繰り上げて使用した時間（1時間未満は、1時間とする。）を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。ただし、時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用することとなる場合は、次項の規定による。

3 時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用する場合の使用料は、使用した各時間区分に係る使用料の合計額とする。

4 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出

を必要とする場合をいう。

5 一般公開日における個人使用の場合のアリーナ照明の使用料は、無料とする。

6 市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

別表第8（第6条関係）

津市香良洲体育館施設の使用料

単位 円

使用区分			時間区分	①	②	③
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	
アリーナ	入場料等を徴収しない場合	スポーツのために使用する場合	1,570	2,090	2,610	
		その他の場合	3,140	4,190	5,230	
	入場料等を徴収する場合	スポーツのために使用する場合	4,710	6,280	7,850	
		その他の場合	7,850	10,470	13,090	
	営利又は宣伝を目的とする場合		15,710	20,950	26,190	
	アリーナ照明		1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり			310
一般公開日における個人使用	中学生以下	100	100	100		
	高校生以上・一般	200	200	200		

〔備考〕

1 次の各号の一つに該当する場合は2分の1、二つに該当する場合は4分の1、全てに該当する場合は8分の1をそれぞれ当該使用料に乗じた額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を各々の場合の使用料とする（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。

(1) 使用面積がアリーナの床面積の2分の1（中央で区分する。）以下のとき。

(2) 使用時間が定められた時間区分の2分の1（午前10時30分、午後3時又は午後7時45分を基準時間として区分する。）以下のとき。

(3) 使用の準備のために使用するとき。

2 定められた時間区分を延長し、又は繰り上げて使用した場合の使用料は、当該時間区分に係る使用料に、時間区分②の使用料の4分の1の額にその延長し、又は繰り上げて使用した時間（1時間未満は、1時間とする。）を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。ただし、時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用することとなる場合は、次項の規定による。

3 時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用する場合の使用料は、使用した各時間区分に係る使用料の合計額とする。

4 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。

5 一般公開日における個人使用の場合のアリーナ照明の使用料は、無料とする。

6 市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

別表第9（第6条関係）

津市一志体育館施設の使用料

単位 円

時間区分			①	②	③
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで
メイ ン ア リー ナ	入場料等を徴収しない場合	スポーツのために使用する場合	2,090	3,140	4,190
		その他の場合	4,190	6,280	8,380
	入場料等を徴収する場合	スポーツのために使用する場合	6,280	9,420	12,570
		その他の場合	10,470	15,710	20,950
	営利又は宣伝を目的とする場合		20,950	31,420	41,900
メインアリーナ照明		1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり			520

	一般公開日 における個人使用	中学生以下	100	100	100
		高校生以上・一般	200	200	200
サブ アリーナ	入場料等を 徴収しない 場合	スポーツのために使 用する場合	1,040	1,570	2,090
		その他の場合	2,090	3,140	4,190
	入場料等を 徴収する場 合	スポーツのために使 用する場合	3,140	4,710	6,280
		その他の場合	5,230	7,850	10,470
	営利又は宣伝を目的とする場合		10,470	15,710	20,950
	サブアリーナ照明		1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり 310		
一般公開日 における個人使用	中学生以下	100	100	100	
	高校生以上・一般	200	200	200	
シャ ワー 室	入場料等を徴収しない場合		1人1回につき 100		
	入場料等を徴収する場合		1人1回につき 200		
トレーニングルーム			1人1回につき 100		
			回数券（6回） 520		
			1箇月 1,040		
〔備考〕					
<p>1 次の各号の一つに該当する場合は2分の1、二つに該当する場合は4分の1、全てに該当する場合は8分の1をそれぞれ当該使用料に乗じた額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を各々の場合の使用料とする（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。</p> <p>(1) メインアリーナ又はサブアリーナの使用面積がその床面積の2分の1（中央で区分する。）以下のとき。</p> <p>(2) 使用時間が定められた時間区分の2分の1（午前10時30分、午後3時又は午後7時</p>					

45分を基準時間として区分する。)以下のとき。

(3) 使用の準備のために使用するとき。

2 定められた時間区分を延長し、又は繰り上げて使用した場合の使用料は、当該時間区分に係る使用料に、時間区分②の使用料の4分の1の額にその延長し、又は繰り上げて使用した時間(1時間未満は、1時間とする。)を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を加算する(一般公開日における個人使用の場合を除く。)。ただし、時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用することとなる場合は、次項の規定による。

3 時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用する場合の使用料は、使用した各時間区分に係る使用料の合計額とする。

4 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。

5 冷暖房時のサブアリーナの使用料については、当該施設使用料の10分の3の額(10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を加算する(一般公開日における個人使用の場合を除く。))。

6 一般公開日における個人使用の場合のメインアリーナ照明及びサブアリーナ照明の使用料は、無料とする。

7 市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

別表第10 (第6条関係)

津市一志体育館設備器具の使用料

単位 円

名称	区分	使用料
舞台照明装置	1式	2,090
放送室放送設備	1式	2,090
音響ラック	1式	1,040
講演台及び花台	1式	730
講義卓	1台	200
フローシート	1枚	50

机	1脚	50
いす	1脚	20
研修用デスク	1脚	20
電源コンセント	1口	100
〔備考〕		
1 使用料は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで又は午後6時から午後9時30分までの各区分ごとによる使用料とする。		
2 営利又は宣伝を直接の目的とする場合は、この表に定める額の5割増しとする。		
3 市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。		

別表第11（第6条関係）

津市白山体育館施設の使用料

単位 円

時間区分		①	②	③	
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	
使用区分	入場料等を徴収しない場合	スポーツのために使用する場合	1,570	2,090	2,610
	その他の場合	3,140	4,190	5,230	
アリ	入場料等を徴収する場合	スポーツのために使用する場合	4,710	6,280	7,850
	その他の場合	7,850	10,470	13,090	
アーナ	営利又は宣伝を目的とする場合	15,710	20,950	26,190	
	アリーナ照明	1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり			310
一般公開日における個人使用	中学生以下	100	100	100	
	高校生以上・一般	200	200	200	
〔備考〕					
1 次の各号の一つに該当する場合は2分の1、二つに該当する場合は4分の1、全てに該					

当する場合は8分の1をそれぞれ当該使用料に乗じた額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を各々の場合の使用料とする（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。

(1) 使用面積がアリーナの床面積の2分の1（中央で区分する。）以下のとき。

(2) 使用時間が定められた時間区分の2分の1（午前10時30分、午後3時又は午後7時45分を基準時間として区分する。）以下のとき。

(3) 使用の準備のために使用するとき。

2 定められた時間区分を延長し、又は繰り上げて使用した場合の使用料は、当該時間区分に係る使用料に、時間区分②の使用料の4分の1の額にその延長し、又は繰り上げて使用した時間（1時間未満は、1時間とする。）を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。ただし、時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用することとなる場合は、次項の規定による。

3 時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用する場合の使用料は、使用した各時間区分に係る使用料の合計額とする。

4 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかなを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。

5 一般公開日における個人使用の場合のアリーナ照明の使用料は、無料とする。

6 市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

別表第12（第6条関係）

津市久居中央スポーツ公園内プールの施設の使用料

単位 円

使用区分				使用料		
施設	プール	個人使用	流水プー	中学生以下	1回につき	220
			ル、幼児プ	高校生以上・一般	1回につき	440
			ール、50メ	回数券 (11回券)	中学生以下	2,200
			ートルプー		高校生以 上・一般	4,400
		ル及びスラ				

		イダープ ール			
	専用使用	50メー トル プー ール	午前9時から 正午まで		8,800
			午後1時から 午後5時まで		13,200
			午前9時から 午後5時まで		22,000
〔備考〕 市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。					

別表第13（第6条関係）

津市香良洲プール施設の使用料

単位 円

使用区分			使用料		
プー ール	個人使用	25メー トルプ ール、 低学 年用 プー ール 及び 乳幼 児 プー ール	小学生・中学生	1日につき	50
			高校生以上・一般	1日につき	200
		回数券 (12回券)	小学生・中学生		520
			高校生以上・一般		2,090
	専用使用		1日につき	10,470	
〔備考〕 市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。					

別表第14（第6条関係）

津市久居スポーツ公園内テニスコート施設の使用料

単位 円

使用区分	使用料
テニスコート	1面につき1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり 410

	夜間照明	1面につき1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり	410
〔備考〕 市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。			

別表第15（第6条関係）

津市庄司庵公園内テニスコート施設の使用料

単位 円

使用区分		使用料	
テニスコート		1面につき1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり	410
	夜間照明	1面につき1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり	410
〔備考〕 市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。			

別表第16（第6条関係）

津市河芸テニスコート施設の使用料

単位 円

使用区分		使用料	
テニスコート		1面につき1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり	260
	夜間照明	1面につき1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり	410
〔備考〕 市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。			

別表第17（第6条関係）

津市芸濃テニスコート施設の使用料

単位 円

使用区分		使用料	
テニスコート		1面につき1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり	410

		とする。) 当たり	
	夜間照明	1面につき1時間(1時間未満は、1時間とする。) 当たり	410
〔備考〕 市外の者が使用する場合は、この表に定める使用料の2倍の額とする。			

別表第18 (第6条関係)

津市美里テニスコート施設の使用料

単位 円

使用区分		使用料	
テニスコート		1面につき1時間(1時間未満は、1時間とする。) 当たり	410
	夜間照明	1面につき1時間(1時間未満は、1時間とする。) 当たり	410
〔備考〕 市外の者が使用する場合は、この表に定める使用料の2倍の額とする。			

別表第19 (第6条関係)

津市香良洲テニスコート施設の使用料

単位 円

使用区分		使用料	
テニスコート		1面につき1時間(1時間未満は、1時間とする。) 当たり	200
〔備考〕 市外の者が使用する場合は、この表に定める使用料の2倍の額とする。			

別表第20 (第6条関係)

津市一志テニスコート施設の使用料

単位 円

使用区分		使用料	
テニスコート		1面につき1時間(1時間未満は、1時間とする。) 当たり	410

	夜間照明	1面につき1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり	410
〔備考〕 市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。			

別表第21（第6条関係）

津市白山テニスコート施設の使用料

単位 円

使用区分		使用料	
テニスコート		1面につき1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり	260
	夜間照明	1面につき1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり	410
〔備考〕 市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。			

別表第22（第6条関係）

津市フットパーク美杉内テニスコート施設の使用料

単位 円

使用区分		使用料	
テニスコート		1面につき1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり	410
〔備考〕 市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。			

別表第23（第6条関係）

津市久居グラウンド、津市河芸第1グラウンド、津市河芸第2グラウンド、津市芸濃グラウンド、津市美里グラウンド、津市香良洲グラウンド、津市一志野球場、津市白山運動場、津市白山家城運動場及び津市フットパーク美杉内多目的グラウンドの施設の使用料

単位 円

使用区分	使用料		超過使用料	
津市久居グラウンド	2時間以内	830	1時間（1時間未満は、	410

			1時間とする。)増すごとに	
	夜間照明 1時間以内	4,190	30分(30分未満は、30分とする。)増すごとに	2,090
津市河芸第1グラウンド	2時間以内	1,040	1時間(1時間未満は、1時間とする。)増すごとに	520
	夜間照明 1時間以内	4,190	30分(30分未満は、30分とする。)増すごとに	2,090
津市河芸第2グラウンド	2時間以内	830	1時間(1時間未満は、1時間とする。)増すごとに	410
	夜間照明 1時間以内	4,190	30分(30分未満は、30分とする。)増すごとに	2,090
津市芸濃グラウンド	2時間以内	1,040	1時間(1時間未満は、1時間とする。)増すごとに	520
	夜間照明 1時間以内	4,190	30分(30分未満は、30分とする。)増すごとに	2,090
津市美里グラウンド	2時間以内	830	1時間(1時間未満は、1時間とする。)増すごとに	410
	夜間照明 1時間以内	4,190	30分(30分未満は、30分とする。)増すごとに	2,090
津市香良洲グラウンド	2時間以内	1,040	1時間(1時間未満は、1時間とする。)増すごとに	520
	夜間照明(野球全面) 1時間以内	4,190	30分(30分未満は、30分とする。)増すごとに	2,090

	夜間照明(ソフトボール 1面) 1時間以内	2,090		1,040
	夜間照明(ソフトボール 2面) 1時間以内	3,140		1,570
津市一志野球場	2時間以内	830	1時間(1時間未満は、 1時間とする。)増すご とに	410
	夜間照明 1時間以内	4,190	30分(30分未満は、30 分とする。)増すごとに	2,090
津市白山運動場	2時間以内	830	1時間(1時間未満は、 1時間とする。)増すご とに	410
	夜間照明 1時間以内	4,190	30分(30分未満は、30 分とする。)増すごとに	2,090
津市白山家城運動場	2時間以内	620	1時間(1時間未満は、 1時間とする。)増すご とに	310
	夜間照明 1時間以内	2,090	30分(30分未満は、30 分とする。)増すごとに	1,040
津市フットパー ク美杉内多目的グラ ウンド	2時間以内	620	1時間(1時間未満は、 1時間とする。)増すご とに	310
〔備考〕 市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。				

別表第24（第6条関係）

津市香良洲サッカー場施設の使用料

単位 円

使用区分	使用料	照明使用料
午前8時から正午まで	520	1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり
午後1時から午後5時まで	520	
午後5時30分から午後9時30分まで	520	
午前8時から午後5時まで	1,040	260
午前8時から午後9時30分まで	1,570	
午後1時から午後9時30分まで	1,040	
<p>〔備考〕</p> <p>市外の者がサッカー場を使用する場合の使用料は、この表に定める使用料及び照明使用料の2倍の額とする。</p>		

別表第25（第6条関係）

津市香良洲パターゴルフ場施設の使用料

単位 円

使用区分		使用料	超過使用料
パターゴルフ場	市内の者		
	大人	1ゲーム以内	2ゲーム以降1ゲーム増すごとに 200
	小学生・中学生・65歳以上の者	1ゲーム以内	2ゲーム以降1ゲーム増すごとに 100
	市外の者		
	大人	1ゲーム以内	2ゲーム以降1ゲーム増すごとに 310
	小学生・中学生・65歳以上の者	1ゲーム以内	2ゲーム以降1ゲーム増すごとに 100

会員	一般会員	年額	5,230
	特別会員（本人及び家族）	年額	10,470
夜間照明		1日のナイト ープレーにつ き	100
<p>〔備考〕</p> <p>1 1ゲームは、18ホールとする。</p> <p>2 一般会員については、1日につき2ゲーム以内の使用料（夜間照明の使用料を含む。）を無料とする。</p> <p>3 特別会員については、本人及びその家族の1日当たりのゲームに係る使用料（夜間照明の使用料を含む。）を無料とする。</p>			

別表第26 削除

別表第27（第6条関係）

津市庄司庵公園内ゲートボール場施設の使用料

単位 円

使用区分		使用料		超過使用料	
ゲートボール場	市内の者	1面につき2時間以内	無料	1時間（1時間未満は、1時間とする。）増すごとに	無料
	市外の者	1面につき2時間以内	520		260

別表第28（第6条関係）

津市美里ゲートボール場施設の使用料

単位 円

使用区分		使用料		超過使用料	
ゲートボール場	市内の者	1面につき2時間以内	無料	1時間（1時間未満は、1時間とする。）増すごとに	無料
	市外の者	1面につき2時間以内	520		260

別表第29 (第6条関係)

津市白山ゲートボール場及び津市白山川口ゲートボール場の施設の使用料

単位 円

使用区分		使用料		超過使用料	
ゲートボール場	市内の者	無料			
	市外の者	1面につき2時間以内	520	1時間(1時間未満は、1時間とする。)増すごとに	260

別表第30 (第6条関係)

津市河芸マレットゴルフ場の施設及び設備器具の使用料

単位 円

使用区分			使用料	
施設	マレットゴルフ場	1日券	中学生以下	200
			高校生以上・一般	520
		年間券		10,470
設備器具	スティック・ボール		1式	100
〔備考〕				
1 1日券は、発行の日限り有効とする。				
2 年間券の有効期間は、発行の日から1年とする。				
3 市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。				

別表第31及び別表第32 削除

別表第33 (第24条関係)

津市安濃中央総合公園内体育館施設の利用料金

単位 円

時間区分			①	②	③
使用区分			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで
メイン	入場料等を徴収し	スポーツのために使用する場合	5,230	6,800	8,380

リー ナ	ない場合	その他の場合	10,470	13,610	16,760
	入場料等 を徴収す る場合	スポーツのために使 用する場合	15,710	20,950	26,190
		その他の場合	31,420	41,900	52,380
	営利又は宣伝を目的とする場合		62,850	83,800	104,760
	メインアリーナ照明		1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり 1,040		
	一般公開 日におけ る個人使 用	中学生以下	100	100	100
高校生以上・一般		310	310	310	
サブ アリ ーナ	入場料等 を徴収し ない場合	スポーツのために使 用する場合	2,610	3,450	4,190
		その他の場合	5,230	6,800	8,380
	入場料等 を徴収す る場合	スポーツのために使 用する場合	7,850	10,470	13,090
		その他の場合	15,710	20,950	26,190
	営利又は宣伝を目的とする場合		31,420	41,900	52,380
	サブアリーナ照明		1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり 620		
一般公開 日におけ る個人使 用	中学生以下	100	100	100	
	高校生以上・一般	310	310	310	
シャ ワー 室	入場料等を徴収しない場合		1人1回につき 100		
	入場料等を徴収する場合		1人1回につき 200		
トレ ーニ	個人使用	中学生	1回につき 100		
			回数券（6回） 520		

ング ルー ム		高校生以上・一般	1回につき 310
			回数券（6回） 1,570
ム	会員使用	中学生	1箇月 1,040
		高校生以上・一般	1箇月 3,140
会議 室 (1 室に つ き)	入場料等 を徴収し ない場合	スポーツのために使 用する場合	1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり 520
		その他の場合	1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり 1,570
室に つ き)	入場料等 を徴収す る場合	スポーツのために使 用する場合	1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり 1,570
		その他の場合	1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり 4,710
役員 室及 び控 室	入場料等 を徴収し ない場合	スポーツのために使 用する場合	1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり 310
		その他の場合	1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり 940
室	入場料等 を徴収す る場合	スポーツのために使 用する場合	1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり 940
		その他の場合	1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり 2,820
<p>〔備考〕</p> <p>1 次の各号の一つに該当する場合は2分の1、二つに該当する場合は4分の1、全てに該当する場合は8分の1をそれぞれ当該利用料金に乗じた額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を各々の場合の利用料金とする（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。</p> <p>(1) メインアリーナ又はサブアリーナの使用面積がその床面積の2分の1（中央で区分する。）以下のとき。</p> <p>(2) 使用時間が定められた時間区分の2分の1（午前10時30分、午後3時又は午後7時45分を基準時間として区分する。）以下のとき。</p>			

(3) 使用の準備のために使用するとき。

2 定められた時間区分を延長し、又は繰り上げて使用した場合の利用料金は、当該時間区分に係る利用料金に、時間区分②の利用料金の4分の1の額にその延長し、又は繰り上げて使用した時間（1時間未満は、1時間とする。）を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。ただし、時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用することとなる場合は、次項の規定による。

3 時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用する場合は、使用した各時間区分に係る利用料金の合計額とする。

4 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。

5 冷暖房時の会議室並びに役員室及び控室の利用料金については、当該施設利用料金の10分の3の額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する。

6 一般公開日における個人使用の場合のメインアリーナ照明及びサブアリーナ照明の利用料金は、無料とする。

7 市外の者が使用する場合は、この表に定める利用料金の2倍の額とする。

別表第34（第24条関係）

津市安濃中央総合公園内体育館設備器具の利用料金

単位 円

名称	区分	利用料金		
		入場料等を徴収しない場合で営利又は宣伝を目的としないとき。	入場料等を徴収しない場合で営利又は宣伝を目的とするとき。	入場料等を徴収する場合
放送設備 (メインアリーナ、サブアリーナ)	1式	1,570	4,710	7,850
電源コンセント	1口	100	310	520

フローシート	1枚	100	310	520
バスケットゴール	1対	520	1,570	2,610
音響設備(会議室)	1式	520	1,570	2,610
いす・机	1脚	30	90	150
<p>〔備考〕</p> <p>1 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかなを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。</p> <p>2 市外の者が体育館を使用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の2倍の額とする。</p>				

別表第35 削除

別表第36 (第24条関係)

津市古道公園内テニスコートの施設及び設備器具、津市古河公園内テニスコートの施設、津市海浜公園内テニスコートの施設及び設備器具並びに津市民テニスコートの施設及び設備器具の利用料金

単位 円

使用区分						利用料金		超過利用料金	
古道公園内テニスコート	施設	テニスコート	個人使用	昼間	中学生以下	2時間以内	100	1時間(1時間未満は、1時間とする。)増すごとに	50
					高校生以上・一般	2時間以内	200		100
				夜間	中学生以下	1時間(1時間未満は、1時	150		

				間とする。) 当たり	
			高校生以上・一般	1時間 (1時間未満は、1時間とする。) 当たり	200
		専用使用		1面に つき1 時間(1 時間未 満は、1 時間と する。) 当たり	410
			夜間照明	1面に つき1 時間(1 時間未 満は、1 時間と する。) 当たり	410
		会議室	午前9時から正午まで		310

			午後 1 時から午後 5 時まで		410	
			午前 9 時から午後 5 時まで		730	
			午後 6 時から午後 9 時まで		410	
設備 器具	音響装置	午前 9 時から正午まで	1 式		520	
		午後 1 時から午後 5 時まで	1 式		620	
		午前 9 時から午後 5 時まで	1 式		1, 150	
	コインロッカー		1 個 1 回につき		10	
古河公園内テニスコート	専用使用		1 面に つき 1 時間 (1 時間未 満は、1 時間と する。) 当たり		260	

海浜公園内テニスコート	施設	テニスコート	専用使用	1面に つき1 時間(1 時間未 満は、1 時間と する。) 当たり	310			
		会議室		午前9時 から正午 まで	940	1時間 (1時 間未満	260	
			午後1時 から午後 5時まで	1,040	は、1時 間とす る。)増			
			午前9時 から午後 5時まで	1,990	すごと に			
	設備 器具	音響装置		午前9時 から正午 まで	1式	520		
				午後1時 から午後 5時まで	1式	620		
				午前9時 から午後 5時まで	1式	1,150		
		コインロッカー		1個1 回につ き	10			

津市民 テニス コート	施設	テニス コート	個人使 用	昼間	中学生以 下	2時間 以内	120	1時間 (1時 間未満	60
					高校生以 上・一般	2時間 以内	240	は、1時 間とす る。)増 すごと に	120
				夜間	中学生以 下	1時間 (1時 間未満 は、1時 間と する。) 当たり	100		
					高校生以 上・一般	1時間 (1時 間未満 は、1時 間と する。) 当たり	160		
			専用使用				1面に つき1 時間(1 時間未 満は、1 時間と する。)	480	

				当たり	
			夜間照明	1面に つき1 時間(1 時間未 満は、1 時間と する。) 当たり	140
	会議室 1	午前 9 時 から正午 まで			830
		午後 1 時 から午後 5 時まで			1,100
		午前 9 時 から午後 5 時まで			1,930
		午後 6 時 から午後 9 時まで			1,240
	会議室 2	午前 9 時 から正午 まで			960
		午後 1 時 から午後 5 時まで			1,280
		午前 9 時 から午後			2,240

			5時まで		
			午後6時から午後9時まで		1,440
	会議室3		午前9時から正午まで		670
			午後1時から午後5時まで		890
			午前9時から午後5時まで		1,560
			午後6時から午後9時まで		1,000
設備 器具	音響装置・映写装置（モニターを含む。）		午前9時から正午まで	1式	520
			午後1時から午後5時まで	1式	620
			午前9時から午後5時まで	1式	1,150
	シャワー		1人1回につき		100

〔備考〕

- 個人使用における昼間とは、4月1日から8月31日までの間にあっては午前9時から午後5時30分まで、9月1日から翌年の3月31日までの間にあっては午前9時から午後4時

30分までをいう。

2 個人使用における夜間とは、4月1日から8月31日までの間にあっては午後6時から午後9時まで、9月1日から翌年の3月31日までの間にあっては午後5時から午後9時までをいう。

3 会議室の冷暖房時の利用料金については、当該会議室の利用料金の10分の3の額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する。

4 市外の者が使用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の2倍の額とする。

別表第37 削除

別表第38（第24条関係）

津市安濃中央総合公園内テニスコート施設の利用料金

単位 円

使用区分		利用料金	
テニスコート		1面につき1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり	410
	夜間照明	1面につき1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり	410
〔備考〕 市外の者が使用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の2倍の額とする。			

別表第39（第24条関係）

津球場公園内野球場の施設及び設備器具の利用料金

単位 円

使用区分			利用料金		
施設	野球場	入場料等を徴収しない場合	1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり	2,090	
		入場料等を徴収する場合	アマチュアスポーツのため使用する場合	1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり	4,190
			その他の場合	1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり	12,570

		夜間照明	半灯	30分（30分未満は、30分とする。）当たり	2,090
			全灯	30分（30分未満は、30分とする。）当たり	3,140
設備 器具	スコアボード	操作盤による使用の場合		一式	2,090
		送信機による使用の場合		一式	1,040
	放送設備			一式	1,040
	冷暖房			1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり	520
	シャワー			1人1回につき	100
<p>〔備考〕</p> <p>1 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。</p> <p>2 市外の者が使用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の2倍の額とする。</p> <p>3 平日の午前9時から午後5時までの間に入場料等を徴収しないで野球場を使用する場合の利用料金は、1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり1,040円（市外の者が使用する場合にあっては、2,090円）とする。</p>					

別表第39の2（第24条関係）

津球場公園内野球場駐車場の利用料金

使用区分		利用料金	
駐車場	午前7時から午後10時まで	30分まで	100円
		30分を超え15時間まで	100円に30分を超えた部分について30分までごとに50円を加算した額（その額が1,000円を超えるときは、1,000円）
<p>〔備考〕</p> <p>使用区分欄に掲げる時間以外の時間を含む使用に係る利用料金については、その前後の使用を区分して算出する。</p>			

別表第40（第24条関係）

津市北部運動広場、津市西部運動広場、津市乙部公園内運動広場、津市南部緑地公園内運動広場の施設の利用料金

単位 円

使用区分	利用料金		超過利用料金	
津市北部運動広場	2時間以内	1,040	1時間（1時間未満は、1時間とする。）増すごとに	520
	夜間照明 1時間以内	4,190	30分（30分未満は、30分とする。）増すごとに	2,090
津市西部運動広場	2時間以内	620	1時間（1時間未満は、1時間とする。）増すごとに	310
津市乙部公園内運動広場	2時間以内	620		310
津市南部緑地公園内運動広場	2時間以内	830		410
〔備考〕 市外の者が使用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の2倍の額とする。				

別表第41（第24条関係）

津市安濃中央総合公園内野球場の施設及び設備器具の利用料金

単位 円

使用区分			利用料金		
施設	野球場	入場料等を徴収しない場合	1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり	2,090	
		入場料等を徴収する場合	アマチュアスポーツのために使用する場合	1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり	4,190
			その他の場合	1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり	12,570
		夜間照明	半灯	30分（30分未満は、30分とする。）当たり	2,090

		全灯	30分（30分未満は、30分とする。）当たり	3,140
設備	放送設備		一式	1,040
器具	冷暖房		1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり	520
	シャワー		1人1回につき	100
<p>〔備考〕</p> <p>1 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。</p> <p>2 市外の者が使用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の2倍の額とする。</p> <p>3 平日の午前9時から午後5時までの間に入場料等を徴収しないで野球場を使用する場合の利用料金は、1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり1,040円（市外の者が使用する場合には、2,090円）とする。</p>				

別表第42（第24条関係）

津市安濃中央総合公園内多目的グラウンド施設の利用料金

単位 円

使用区分	利用料金	
多目的グラウンド	1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり	1,040
<p>〔備考〕</p> <p>市外の者が使用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の2倍の額とする。</p>		

別表第43（第24条関係）

津市安濃グラウンド施設の利用料金

単位 円

使用区分	利用料金		超過利用料金
津市安濃グラウンド	2時間以内	620	1時間（1時間未満は、1時間とする。）増すごとに
	夜間照明	4,190	30分（30分未満は、30分とする。）当たり
			310
			2,090

	1 時間以内		る。) 増すごとに	
〔備考〕				
市外の者が使用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の 2 倍の額とする。				

別表第44 (第24条関係)

津市安濃中央総合公園内フットサルコート施設の利用料金

単位 円

使用区分	利用料金		超過利用料金
フットサルコート	1 時間 (1 時間未満は、1 時間とする。) 当たり		30分 (30分未満は、30分とする。) 増すごとに 780
	夜間照明	1 時間 (1 時間未満は、1 時間とする。) 当たり	310分 (30分未満は、30分とする。) 増すごとに 150
〔備考〕			
市外の者が使用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の 2 倍の額とする。			

別表第45 (第24条関係)

津市海浜公園内陸上競技場の施設及び設備器具の利用料金

単位 円

使用区分		時間区分	①	②	③	
			午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで	
施設	陸上競技場	個人使用	中学生以下	100	100	
			高校生以上・一般	200	200	
	専用使用	入場料等を徴収しない場合	3, 140	4, 190	7, 330	
		入場料等を徴収する場合	6, 280	8, 380	14, 660	
会議室			940	1, 040	1, 990	
設備器	音響装置	1 式	520	620	1, 150	

具	コインロッカー	1個1回につき	10
〔備考〕			
1 午前9時から午後5時までの時間を超えて施設を使用した場合（個人使用の場合を除く。）の利用料金は、当該時間に係る利用料金に、その超えて使用した1時間（1時間未満は、1時間とする。）ごとに時間区分②の利用料金の4分の1の額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する。			
2 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。			
3 冷暖房時の会議室の利用料金については、当該会議室の利用料金の10分の3の額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する。			
4 市外の者が使用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の2倍の額とする。			

別表第46（第24条関係）

津市安濃中央総合公園内ゲートボール場施設の利用料金

単位 円

使用区分	利用料金	
ゲートボール場	1面につき1時間当たり	520
〔備考〕		
1 使用時間に1時間未満の端数があるとき、又は使用時間が1時間未満であるときは、これらを1時間とする。		
2 市外の者が使用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の2倍の額とする。		

別表第47（第24条関係）

津市三重武道館弓道遠的場の施設及び設備器具の利用料金

単位 円

時間区分		①	②	③
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
施設	弓道専用使用	3,140	4,190	3,140
	一般公 小学生以上	100	100	100

	遠 的 場	開日に おける	高校生以下				
			一般		200	200	200
		個人使 用	回数券 (12回)	小学生以上	1,040	1,040	1,040
				高校生以下 一般	2,090	2,090	2,090
設 備 器 具	照明設備		1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり			200	
	電源コンセント	1口	100	100	100		

〔備考〕

- 1 次の各号の一つに該当する場合は2分の1、二つに該当する場合は4分の1、全てに該当する場合は8分の1をそれぞれ施設の利用料金に乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を各々の場合の施設の利用料金とする（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。
 - （1）弓道遠的場の使用面積がその床面積の2分の1（中央で区分する。）以下のとき。
 - （2）使用時間が定められた時間区分の2分の1（午前10時30分、午後3時又は午後7時30分を基準時間として区分する。以下同じ。）以下のとき。
 - （3）使用の準備のために使用するとき。
- 2 使用時間が定められた時間区分の2分の1以下の場合の電源コンセントの利用料金は、当該時間区分に係る利用料金に2分の1を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。
- 3 定められた時間区分を延長し、又は繰り上げて使用した場合の利用料金は、当該時間区分に係る利用料金に、時間区分②の利用料金の4分の1の額にその延長し、又は繰り上げて使用した時間（1時間未満は、1時間とする。）を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。ただし、時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用することとなる場合は、次項の規定による。
- 4 時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用する場合の利用料金は、使用した各時間区分に係る利用料金の合計額とする。

5 一般公開日における個人使用の場合の照明設備の利用料金は、無料とする。